NISSAY ASSET MANAGEMENT

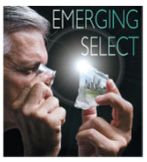

ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド（年２回決算型）
愛称：エマージング・セレクト（年２）
追加型投信／海外／株式
【特別レポート】　第18期決算　分配金のお知らせ

平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。
当ファンドは2026年10月15日に第18期決算を迎えました。今期の世界株式市場は、中東情勢の緊迫化や人工知能（ＡＩ）関連銘柄の収益性に対する懸念により、一時的に伸び悩む局面が見られたものの、ＡＩインフラへの旺盛な投資意欲や米主要テクノロジー企業の良好な決算などを背景に上昇しました。足元の基準価額水準や市況動向等を勘案し、今期の分配金につき、2,300円（１万口当り、税引前）といたしましたので、お知らせ申し上げます。
今後も主として新興国の株式を実質的な投資対象とし、相対的に高い利益成長が持続すると見込まれる銘柄を成長企業への長期投資で定評のあるコムジェストが厳選し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行ってまいりますので、引き続きご愛顧たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

分配の推移（1万口当り、税引前）

決算	第12期 (2023/10)	第13期 (2024/04)	第14期 (2024/10)	第15期 (2025/04)	第16期 (2025/10)	第17期 (2026/04)	第18期 (2026/10)	設定来累計額
分配金	0円	0円	0円	0円	1,100円	1,500円	2,300円	4,900円
基準価額	9,579円	10,342円	11,094円	9,620円	11,439円	12,604円	11,003円	

基準価額・純資産の推移

当初設定日（2017/10/16）～2026/10/15

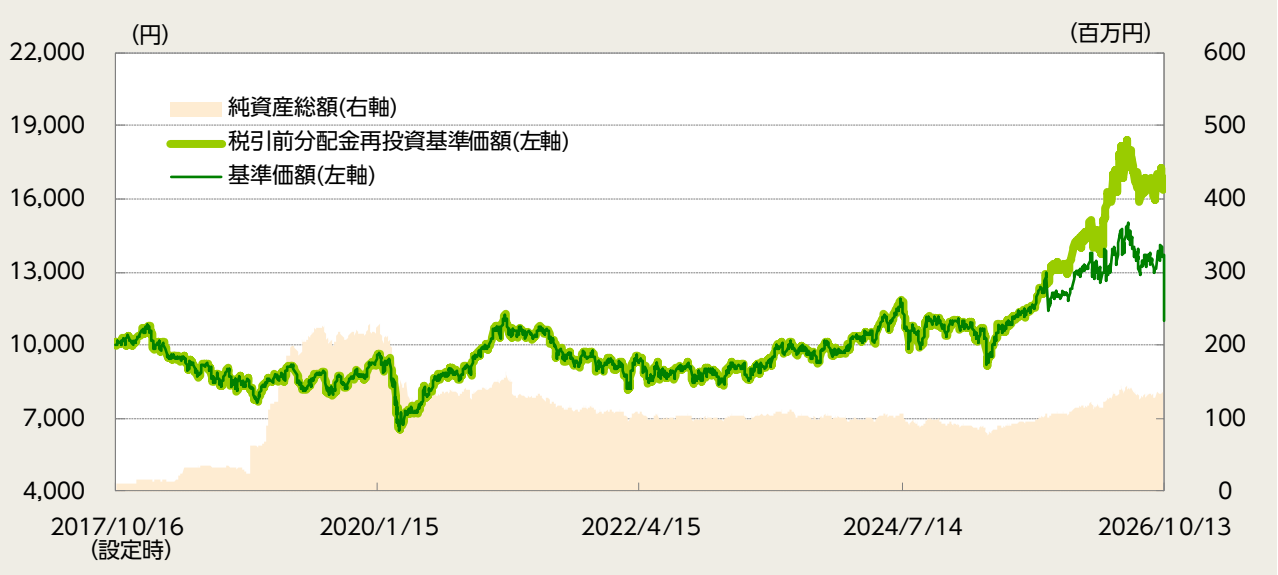

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
※基準価額は実質的な信託報酬控除後のものです。税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。なお、信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります（個人受益者の場合）。
※分配金に関しては、Ｐ3の「分配金に関する留意事項」も併せてご確認ください。

●当資料に記載されている投資リスク、ファンドの費用等を必ずご覧ください。
＜26-TD-S105＞

ファンドの特色

①主に新興国の株式に投資します。
②相対的に高い利益成長が持続すると見込まれる銘柄を、成長企業への長期投資で定評のあるコムジェストが厳選します。
③年2回決算を行います。

投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

基準価額の変動要因

●ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
●**ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**

主な変動要因

株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。
為替変動リスク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
カントリーリスク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

! 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

●新興国の株式投資に関しては、以下の事項にご留意ください。
金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生※による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときには、ファンドの購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。
※金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等。

●ストックコネクト※を通じた取引に関しては、以下の事項にご留意ください。
ファンドは中国Ａ株への投資に際し、ストックコネクト（上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度）を通じて行う場合があります。ストックコネクトを通じた投資は、取引や決済に関する特有の制限等で意図した取引等ができない場合、取引等に特有の費用が課される場合、ストックコネクトにおける取引停止や中国本土市場と香港市場の休業日の違いにより、中国本土市場の急変あるいは株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの資産価値が減少する要因となることがあります。また、ストックコネクトでは、投資者が不利益を被る大きな制度変更が行われる可能性があります。
※ストックコネクトとは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の中国Ａ株を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。なお、中国Ａ株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件のもとでファンドを含む外国の投資家にも投資が認められています。

●当資料に記載されている投資リスク、ファンドの費用等を必ずご覧ください。
ニッセイアセットマネジメント

分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
●受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

●ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。
これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

手続・手数料等

※基準価額は便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金時	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として８営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後３時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	申込日または申込日の翌営業日がユーロネクスト・パリ、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付けを行いません。 海外休日カレンダー：https://www.nam.co.jp/fundinfo/calendar/holiday.html#hdg29
決算・分配	決算日	４・10月の各15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年２回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
その他	信託期間	2027年10月15日まで（設定日：2017年10月16日）
	繰上償還	・投資対象とする「コムジェスト・エマージングマーケッツ・ファンド（適格機関投資家限定）」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が50億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の対象となりますが、当ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

●当資料に記載されている投資リスク、ファンドの費用等を必ずご覧ください。

ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時</td><td>購入時手数料</td><td>購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。
※料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。</td></tr>
<tr><td>換金時</td><td>信託財産留保額</td><td>ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="2">毎　日</td><td>運用管理費用
（信 託 報 酬）</td><td>ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。信託報酬率は以下の通りファンドの純資産総額に応じて定まり、その上限料率は年率1.144%（税抜1.04%）となります。
また、ファンドが投資対象とする「コムジェスト・エマージングマーケッツ・ファンド（適格機関投資家限定）」（以下「エマージングマーケッツ・ファンド」ということがあります）では、以下の通りエマージングマーケッツ・ファンドの純資産総額に応じて信託報酬率が定まり、運用管理費用（信託報酬）がかかります（ニッセイマネーマーケットマザーファンドには、運用管理費用（信託報酬）はかかりません）。
投資対象とするエマージングマーケッツ・ファンドの運用管理費用（信託報酬）を含めたファンドの実質的な運用管理費用（信託報酬）※1は、ファンドの純資産総額に最大で年率2.024%（税抜1.84%）程度をかけた額となります。
※1 ファンドの信託報酬率は、純資産総額に応じて変動します。また、ファンドが投資するエマージングマーケッツ・ファンドの信託報酬率は、エマージングマーケッツ・ファンドの純資産総額に応じて変動するため、投資者が負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）は変動します。
信託報酬率およびファンドの信託報酬率の配分（年率・税抜）
<table>
<tr><th>純資産総額※2</th><th>ファンドの信託報酬率</th><th>エマージングマーケッツ・ファンドの信託報酬率</th><th>実質的な信託報酬率</th></tr>
<tr><td>200億円超　の部分</td><td>1.04%</td><td>0.80%</td><td rowspan="3">最大で1.84%程度</td></tr>
<tr><td>100億円超　200億円以下の部分</td><td>0.99%</td><td>0.85%</td></tr>
<tr><td>100億円以下の部分</td><td>0.94%</td><td>0.90%</td></tr>
</table>
※2 ファンドの信託報酬率は、純資産総額に応じて定まります。また、ファンドが投資するエマージングマーケッツ・ファンドの信託報酬率は、エマージングマーケッツ・ファンドの純資産総額に応じて定まります。</td></tr>
<tr><td>監 査 費 用</td><td>ファンドの純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。</td></tr>
<tr><td>随　時</td><td>その他の費用・手数料</td><td>組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</td></tr>
</table>

- 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。
- 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

税金

分配時の普通分配金、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が投資信託説明書（交付目論見書）の記載と異なる場合があります。
・法人の場合は上記とは異なります。
・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者登録番号　関東財務局長（金商）第369号 加入協会：一般社団法人資産運用業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター　0120-762-506 9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く） ホームページ　https://www.nam.co.jp/
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	

●当資料に記載されている投資リスク、ファンドの費用等を必ずご覧ください。

ご留意いただきたい事項

①投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
②当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
③投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
④投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
⑤当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
⑥当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
⑦当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
⑧当資料の内容は原則作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
アーク証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第1号	○				
株式会社ＳＢＩ証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	○
東海東京証券株式会社(※1)	○		東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	○
野村證券株式会社	○		関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	○
松井証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第164号	○		○		
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○
株式会社ＳＢＩ新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社ＳＢＩ証券）		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○		

(※1)現在、新規申込の取り扱いを行っておりません。

●当資料に記載されている投資リスク、ファンドの費用等を必ずご覧ください。
ニッセイアセットマネジメント